

# 予算決算委員会厚生分科会記録

1 日 時 令和3年12月21日（火曜日）

開 会 午前10時52分

閉 会 午前11時24分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

分科会長 成 田 光 雄

分科会副会長 松 井 桂 将

委 員 金 岡 貴 裕

// 藤 田 克 樹

// 吉 田 修

// 久 保 大 憲

// 江 西 照 康

// 東 篤

// 橋 本 雅 雄

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【福祉保健部】

部長	田中 伸浩
理事（部次長）	高畠 利明
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	加藤 浩子
福祉政策課長	光岡 伸一
福祉政策課長代理（調整担当）	岩滝 真由美

### 【こども家庭部】

部長	大沢 一貴
部次長	古川 安代
こども福祉課長	本郷 由佳
こども支援課主幹（放課後児童健全育成事業・調整担当）	温井 信之

## 6 職務のため出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課調査係長	金井 沙織
議事調査課主事	木戸 雅人
議事調査課会計年度任用職員	佐伯 瞳

## 7 会議の概要

分科会長      ただいまから、予算決算委員会厚生分科会を開会いたします。

                 審査に先立ち、分科会記録の署名委員に江西委員、東委員を指名いたします。

                 本日は、当分科会に送付されました福祉保健部、こども家庭部所管の追加補正予算分の議案の審査を行いますが、質疑については、議案に直接関係あるものだけをお願いいたします。

                 なお、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

                 また、マスクで声が聞き取りにくいことから、発言する際ははっきりと大きな声をお願いいたします。

                 これより、福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

                 議案第226号 令和3年度富山市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分、第2条繰越明許費の補正を議題といたします。

                 これより、当局の説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

福祉政策課長 〔議案説明資料（追加提出分）により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

東委員 議案説明資料（追加提出分）2ページと3ページの関係で、助成方法については対象世帯からの申請、返送を受けてからということですが、身体的都合等でそういうことができない方も当然いると思います。そういう皆さんに対しても、欲しい方には漏れなくしっかりと給付ができる対策が必要だと思うのですが、そういう対策について何か考えていることを回答願います。

福祉政策課長 まずは、対象の世帯向けに案内等をお送りしまして一特に独り暮らしの高齢者ですとか、障害をお持ちの方などは当然、御配慮が必要だということは考えられますが、具体的にこれからどうしていくのかということは検討していかなければいけないと思っております、まずはその配慮がどの程度できるのかということを検討していきたいと思っております。

東委員 例えば、民生委員や児童委員の皆さんと一緒に状況を確認し合うなど、しっかりと対策していただくように要望いたします。

吉田委員 議案説明資料（追加提出分）2ページと3ページについてですが、2ページの灯油等購入費の一部助成については生活保護受給世帯が対象に入っているのです。ところが、3ページの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については住民税非課税世帯の後に「等」がついています。この対象者に生活保護受給世帯が入っていないのはなぜなのでしょう。また、「等」とは何なのでしょう。

福祉政策課長 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、昨日国会でようやく可決されたところで、詳細が全く示されていないものですから、今分かり得る範囲の情報だけを示したところであります。想像するには、非課税世帯ということが前面に出ていて、その中の多くには生活保護受給世帯が含まれると思いますが、必ずしもそうではないとも認識していますので、そのあたりは今後示されるものだと考えています。

吉田委員 去年の特別定額給付金10万円は、生活保護

受給世帯には給付されましたよね。6月か、7月かに給付されたのです。それは収入として認定はしないと。それとの統一性がよく分かりません。これも政府からの通知で、現時点では何とも言えないのですか。

福祉政策課長 具体的には、未定稿のものは示されているのですが、確定したものではないので、この場で言うことはできないと思っています。

吉田委員 私は生活保護を受けている方、数人と付き合いがあるのですが、テレビを見て、いつ給付金が入るのかと電話で問合せがあるものですから、またいい方向であればうれしく思います。ぜひよろしくお願いします。

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第226号中福祉保健部所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会福祉保健部所管分の議案

の審査を終了いたします。

福祉保健部の皆さんは退室願います。

この後、こども家庭部所管分に入ります。

説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔福祉保健部退室／こども家庭部入室〕

分科会長      これより、厚生分科会こども家庭部所管分の議案の審査を行います。

議案第226号 令和3年度富山市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、こども家庭部所管分

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

こども家庭部長      〔挨拶〕

こども福祉課長      〔議案説明資料（追加提出分）により説明〕

分科会長      これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柞山委員      子育て世帯への臨時特別給付金について、15市町村のうち富山市だけが10万円一括で

の給付ではないということがあって、今、事情を聞かせていただいて、その原因は分かりました。先行して事務を進めておられたということで、致し方ないことだと思います。そこで、本年9月以降—こういうことはあるのかどうかは分かりませんが、私も把握はしていませんが一御夫婦が離婚された場合、今の形では、所得の多い方に給付金が支給されるわけです。養育している親がお父さんかお母さんか分かりませんが、特に想像されるのはお母さんが養育している場合ですけれども、お父さんのほうが所得が高ければお父さんに支給されることになります。この給付の目的から外れた、実際に養育している方に給付金が渡らないということになれば、目的にそぐわないということになりますので、そういうことへの心配があるのです。

本年9月以降の離婚者、あるいは、今後離婚される方—後段で給付される5万円についてもその対象であると思っていますが、離婚された場合の状況把握はどうするのか。

通常、夫婦円満であれば離婚しないですし、理解のある方であれば、旦那さんが元奥さんに給付金を渡される場合が多いと思いますけれども、中には、DVなどいろいろあって、話をすることもできない家庭もあるので、そ



ういう場合についてはどうなるのか心配をしています。そのような相談を受けたのですが、状況把握と、もしそういうことを相談された場合、どう対処されるのか伺いたいと思います。

こども福祉課長 まず、離婚された場合でございますけれども、この国の給付金の対象の基準が、先ほども説明させていただきましたとおり、令和3年9月分の児童手当の受給者になります。その時点で、例えば、まれに離婚協議中などで別居している場合に、児童手当は離婚が成立していなくても児童との同居が優先で、同居が認められれば、その時点で児童手当の受給者自体が一仮に児童と同居しているのが奥様とすると、支給先がそちらのほうに移っている場合もございます。そういうことを考えて、まず、9月分の児童手当の受給者がどちらなのかということが大前提となります。

あと、それ以降、離婚などの手続きが進めば、児童手当につきましては、受給者が変わるという届出などによってまた変更していきます。あくまで、この給付金に限っては、9月分の児童手当の受給者がどなたかということがまず大原則になります。個々のケースによって事情も変わると思いますので、御相談いただ

ければと思います。

また、DV関係につきましては、別に申請をいただくことになっていきますので、その点では、きちんと対応していけると考えています。

柞山委員 安心いたしました。ひとつよろしく願いいたします。

久保委員 何点か確認させてください。

まず、議案説明資料（追加提出分）2ページに、高校生もしくはそれに準ずる児童とありますが、その準ずる児童というものには誰が該当するのか教えてください。

こども福祉課長 高校生世代一例えば、実際には高校に通っていらっしやらないけれども、そこの学年といえますか、支給基準の生年月日に該当する方という意味でございます。

久保委員 この表現で出てしまったのならそれでいいのですけれども、その準ずる児童の中には、思いもよらず高校に進学できなかったりなど、いろいろな諸事情を抱えておられる方がいらっしやいます。準ずるという書き方は、私個人的には、そういう方が見られることを考えたときに、何となく少し違和感を感じますの

で、こういったところは配慮いただきたいな  
と思います。

もう1点は、この給付期間に引っ越しをされ  
た場合、例えば、前の自治体で申請をして、  
こちらに引っ越ししてこられて再度申請する  
ということは可能性としてあるのか、それは  
制度上どうやってチェックできるのか教え  
てください。

こども福祉課長 あくまで、この給付金につ  
きましては、児童手当の制度を利用する  
ということがまず大原則になります。例  
えば、児童手当の制度につきましても、  
引っ越し等でそれぞれ支給先が変わる  
場合の連携は関係市町村のほうででき  
ていますので、その点は把握できると考  
えています。

久保委員 高校生のみの世帯も一緒の  
対応になるのでしょうか。

こども福祉課長 確かに、高校生のみの  
世帯であれば児童手当の受給対象から  
は外れるのですが、今回の給付金は高  
校生のみの世帯は基本的には申請とい  
うことになりますので、例えば、その  
時点で、引っ越し前のところで申請を  
されていて、こちらに転入してこられ  
てまた申請

されれば、こちらは転入された日付等でその確認が取れますので、ダブリなどはないと考えています。

久保委員 最後に、先ほど公務員はこちらで把握をしていないと言った後に、公務員の方に郵送をすると言われており、把握をしていないのにどうやって郵送するのかがちょっとぴんとこなかったもので、その点を説明願います。

こども福祉課長 先ほど申し上げたのは、公務員は情報を確認していないと。公務員の方に送ると言わせていただいたのは、あくまで、公務員を含むその他の方というふうに捉えてもらえればよろしいかと思えます。こちらで把握できるのが児童手当の受給者ということで、該当の児童の情報から児童手当の方の情報を除いて残った、ほぼ公務員の方と思われる、公務員プラスその他の方という意味で、そういう方には全員に送らせていただくという意味でございます。

松井 桂将委員 全ての児童へ給付ということがもともとのスタートだったものが、こういう形になりましたが、今現在の対象外世帯数と対象外児童数が分かれば教えてください。

こども福祉課長 現時点でこちらで把握できるのが、児童手当の所得制限にかかる、いわゆる特例手当の対象ということになりまして、その対象児童数は約3,500人でございます。

松井 桂将委員 約3,500人が対象外ということですか。

こども福祉課長 児童手当上の所得制限にかかっている児童という意味で対象外ということでございます。

松井 桂将委員 議案説明資料（追加提出分）2ページの（3）の②、③を見ていただければ分かるのですが、②については4月1日生まれまでという基準になっています。③については、これから生まれる新生児のことですけれども、3月31日ではなくて4月1日という表現にできないのは、財務的な理由なのでしょうか。

こども福祉課長 これは、あくまで国の制度でございまして、国の基準で対象を3月31日生まれまでの児童と決めているということでございます。

松井 桂将委員 いずれにしろ、去年もありましたけれども、この学年はもらえるけれども、1日の違いによってもらえないということが、ここだけを見るとあります。その対応については来年度

予算になるのか、その辺はどうですか。

こども家庭部長 現時点では全く考えていません。なぜかといいますと、まず、学年単位というのは、高校生などは学年の意識がありますが、ゼロ歳のお子さんに学年の意識はまだございませんし、国の制度そのものがこういうふうに決められているので、市としてはそれを遵守します。

松井 桂将委員 本来は全ての児童に給付ということがあるものですから、やっぱりそこに差をつけたくないという思いですので、御検討よろしく願いします。

こども家庭部長 市としては検討できません。それは国で考えられることだと思っています。

吉田委員 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と、この子育て世帯への臨時特別給付金の両方をもらうことはあり得るのですか。

こども福祉課長 国の制度上、両方とももらう方がいるというふうに理解しています。

吉田委員 住民税非課税世帯で子育て世帯という場合は両方とも給付されるということですね。分か

りました。

分科会長      ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第226号中こども家庭部所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長      意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会こども家庭部所管分の議案の審査を終了いたします。  
これで、本日、当分科会に追加送付されました議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
分科会長報告については、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長      それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、予算決算委員会厚生分科会を閉会いたします。

令和3年12月21日  
予算決算委員会厚生分科会記録署名

分科会長 成 田 光 雄

署名委員 江 西 照 康

署名委員 東 篤